（本號八面）　（明治三十一年五月一日郵便信認可）　明治二十六年八月廿四日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ケ月　前金五拾錢〇三ケ月　前金壹圓四拾五錢〇六ケ月　前金貳圓八拾五錢〇一ケ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報郵送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ケ月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ケ月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一ケ月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ケ月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ケ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰　一日限　一日以上六日迄　七日以上

一行　一　付　十三錢　十一錢　十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず猶り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

金錢と失行

金錢を輕んずるは日本士人の通弊にして我輩の每度言を費したる所なれども其士人が一方に於ては金錢を輕んずると同時に一方に於て覓角金錢上の失行多きは一見甚だ奇なるが如くにして自から其間に離る可らざるの關係あるを見る可し抑も士人たるものが此世に處するの道は一ならざれども一身の獨立より先なるはなし獨立とは他人に依頼せず自から衣食し自から生活するの義にして其獨立は如何にして得べきやと云ふに固より金錢の力に依らざるを得ず金錢果して士人の獨立を得せしむるものならば又その獨立を失はしむるの力あるみとを記憶せざる可らず日本の士人が金錢を輕んずるの習慣は果して其獨立を重んずるの精神と齟齬す可きや否やと云ふに我輩の所見を以てすれば世間に動もすれば金錢上の失行を演するものあるは畢竟平生より錢を輕んじて一身の獨立を得ざるより止むを得ずして法外に逃るが爲めなりと斷定せざるを得ず今の一般の士人を見るに自から獨立の實を全ふするみと能はず動もすれば他人に依頼して一身を支へながら儼然清貧に安んずると稱して金錢の事を意に關せざるもの少なからざるが如し金錢素より人生の目的に非ず其事に屑屑たらずして清貧に安んずるも自から一種の安心なる可し敢て咎む可らずと雖も人間の榮枯盛衰は其變化瞬息の間にして朝、夕を圖る可らず一旦不慮の變に際して家事の急を告ぐるに至るときは平生さへ他人に依頼するを免れざる身代に於ては進退ふゝに窮りて勢、親戚朋友に累を及ぼさゝるを得ず獨立男子の本旨に非ざるのみか或は他人の懷中を當にする恥知らずの橫着者と評せらるゝも之に對するの辭はなかる可し清貧の安心決して貴ぶに足らざるなり或は其友人たるものも他の急に走るを以て朋友の義務の如くに心得、その急に際しては自から借金しても之を救ひ又は他の借用證文に連印したるが爲めに法廷に訴へらるゝが如きものさへなきに非ず自から人生の美德として見る可きが如しと雖も抑も其朋友なるものゝ一身は果して獨立の實を全ふし自から奉ずるに充分にして其餘力以て他を救ふに足るの資產あるものなるや否や若しも其餘力を以て他を救はんとするものならんには毫も議する所なけれども自から其獨立を犧牲に供して他に殉するに至りて沙汰の限りにして是輩も亦獨立の價を知らざる鼠屈男子の同流と云はざるを得ず如何となれば他の急を救ふが爲めに自から獨立の本領を失ふて辭せざるものならんには若しも一旦地を易えて己れ自から其局に陷るときは他人の己れに對するも亦かくの如くなる可きを望むみと必然なればなり右の如き次第にして今の士人は金錢の爲めに獨立を失ふみとを顧みざるみと一般の弊なれども既に其獨立を失ふときは更に一歩を進めて苟も士人の所行にあるまじき失行を犯すに至るも亦自然の結果ならざるを得ず近來世間知名の士にして往々金錢上に宜しからぬ風聞を傳へらるゝものあり其中には固より誤傳虛報も少からざるみとならんと雖も兎に角に今の世間の氣風として金錢を輕んじ清貧に安んずるの事實ある以上は一方に右等の失行を演ずるものあるも實際に免かれざるの結果として見る可し士人の心事表裡陰陽ともに清淨潔白にして金錢は入らずと云ひ貧乏は樂なりと云ふ其口にする所を以て果して眞實無妄ならしめば此世は物外の仙境にして眞に氣樂なれども實際に人間の渡世は甚だ困難にして表面には潔白の士人と雖も內實は一身一家の生活に心を勞せざるものはある可らず其心配みな即ち處世の弱點にして往々他物の爲めに犯さるゝの原因たるものなり人の風邪に犯さるゝは衣食の薄きが爲めなり之を避けんには先づ其衣食を厚ふするみを肝要なれ美人と密室に語り還金を途上に看て情を動かさずと云ふは有妻有福者の言にして始めて信ず可し獨身貧窮の人に於ては嫌疑を免るゝみと難かる可し今の士人にして世間の疑を免れんとせば先づ獨立の實を備ふるみと肝要なり一身獨立する能はずして吾は清貧に安んずと云ふも誰れか其言を信ずるものあらんや我輩は士人が金錢を輕んずるの勢もすれば他人に依頼して一身を支へながら儼然清貧の氣風が却て其失行を招くの原因たらんみとを恐れて敢て一言するものなり

官報

○文部省令第十二號

明治二十五年文部省令第十九號ヲ廣ス

明治二十六年八月二十三日　文部大臣井上毅

文部省令第十二號參照

文部省令第十九號（明治二十五年十月十二日）

北海道長官府縣知事ニ於テ學力品行等ニ關シ特ニ師範學校師範學校及高等女學校教員ニ適任ト認ムル者アル時ハ其稟申ニ依リ明治十九年十二月文部省令第廿一號師範學校師範學校及高等女學校教員免許規則第六條但書ノ例ニ依リ檢定ヲ行ヒ教員免許狀ヲ授與スルコトアルヘシ

○文部省訓令第九號

北海道廳　府縣

第一　修身科ノ教育ニ於ケルハ神經ノ全身ニ貫通シ其ノ作用ヲ靈活ナラシムルニ同シク他ノ科目ト例視スヘキアラス教員タル者ハ時ヲ以テ諄々訓告シ兒童ノ年齡及男女ノ別ニ從ヒ都鄙ノ風習各地人文ノ發達及生活ノ程度ヲ察シ又各人各個ノ性質ニ依リ精密ナル注意ヲ用ヰ此ノ重要ナル教科ノ目的ヲ達スルコトヲ力ムヘシ故ニ修身ノ教ハ專ラ師道ニ由テ擧ルコトヲ得ヘク一篇ノ教科書ニ依賴シ數時間ノ誦讀ヲ以テ滿足スヘキニアラサルナリ因テハ教科書ハ教員ノ資料ヲ助クル爲ニ必要トスヘシト雖地方ノ情況ニ從ヒ或ハ生徒ノ繁費ヲ省ク爲ニ尋常小學校ニ在リテハ各市町村學務委員ノ意見ニ依リ生徒用教科書ヲ用ヰスシテ專ラ口授法ヲ用ヰルコトヲ妨ケサルヘシ

第二　教科書中ニ參照トシテ引擧スル所ノ古今ノ人ノ善行ハ兒童ヲシテ觀感興起セシムルノ益アリト雖或ハ矯激ニ流レ中庸ヲ失ヒ又ハ穩ニ處スルノ權道ニシテ歷史上ノ美談ト爲スヘキモ以テ教育上ノ常經ト爲スヘカラサル者アリ各教員ハ教授ノ際普通教育ノ適當ナル範圍ニ注意シ及フタケ偏弊ヲ避クルヲ要ス

右訓令ス

明治二十六年八月二十三日　文部大臣井上毅

雜報

○取消　左の如く申込ありたるに付前報を取消す

本日發兌の貴社新聞雜報欄內に秀胤氏の教育と題し御掲載之事項は事實無根に付此全文御掲載之上速に御取消相成度此段申進候也

麹町區內幸町一丁目六番地　相馬順胤執事

○九州路の線路調査　肥後の熊本より鹿兒嶋に通ずべき豫定線を繰上げて第一期線中に加ふべしとの議論は必ず第五議會に起るべきを以て鐵道廳の調査も特に綿密になし居る由にて現に去る四月頃より派遣の技師は今尙ほ鹿兒嶋線の測量中なり尤も此の鹿兒嶋線なるものは九州鐵道線中の宇土より分岐し八代を經て鹿兒嶋に達する豫定にして即ち山間線を執りたるものなるを以て此の線に依れば肥後薩摩兩國境ひの山間を通過して薩州に入り加治木に出て〻鹿兒嶋に至る譯にして此の間の測量は既に完結したれども肥薩の西海岸を傳ふて鹿兒嶋に達すべき國道のあるを以て技師は更に此の海岸線の測量を全て今や此の道筋の測量中なれども海岸線と云へば軍事鐵道論者の攻擊もあるべく又注文も之あるべきを以て海岸を避けて通し得べき線路等をも併せて測量し居る由なれば本線の測量は蓋し遺憾なきを得るに至らん然而して本線の測量畢れば技師は更に方向を轉じて鹿兒嶋市より日向の宮崎に至る線路の測量をなす由にて十月頃にわらざれば此の方面の技師は歸京の運びに至らざるべしと云ふ

○日光若松間の線路　野州日光町より山又山を越えて會津の若松に達する其間には鐵道を敷設し得べき線路ありて此の路常人の思ひしよりは工事に易し抔と傳ふるものあり如し金錢素より人生の目的に非ず其事に屑屑たらずして清貧に安んずるも自から一種の安心なる可し敢て咎む可らずと雖も人間の榮枯盛衰は其變化瞬息の間にして朝、夕を圖る可らず一旦不慮の變に際して家事の急を告ぐるに至るときは平生さへ他人に依賴するを免れざる身代に於ては進退ふゝに窮りて勢、親戚朋友に累を及ぼさゝるを得ず獨立男子の本旨に非ざるのみか或は他人の懷中を當にする恥知らずの橫着者と評せらるゝも之に對するの辭はなかる可し清貧の安心決して貴ぶに足らざるなり或は其友人たるものも他の急に走るを以て朋友の義務の如くに心得、その急に際しては自から借金しても之を救ひ又は他の借用證文に連印したるが爲めに法廷に訴へらるゝが如きものさへなきに非ず自から人生の美德として見る可きが如しと雖も抑も其朋友なるものゝ一身は果して獨立の實を全ふし自から奉ずるに充分にして其餘力以て他を救ふに足るの資產あるものなるや否や若しも其餘力を以て他を救はんとするものならんには毫も議する所なけれども自から其獨立を犧牲に供して他に殉するに至りて沙汰の限りにして是輩も亦獨立の價を知らざる鼠屈男子の同流と云はざるを得ず如何となれば他の急を救ふが爲めに自から獨立の本領を失ふて辭せざるものならんには若しも一旦地を易えて己れ自から其局に陷るときは他人の己れに對するも亦かくの如くなる可きを望むみと必然なればなり右の如き次第にして今の士人は金錢の爲めに獨立を失ふみとを顧みざるみと一般の弊なれども既に其獨立を失ふときは更に一歩を進めて苟も士人の所行にあるまじき失行を犯すに至るも亦自然の結果ならざるを得ず近來世間知名の士にして往々金錢上に宜しからぬ風聞を傳へらるゝものあり其中には固より誤傳虛報も少からざるみとならんと雖も兎に角に今の世間の氣風として金錢を輕んじ清貧に安んずるの事實ある以上は一方に右等の失行を演ずるものあるも實際に免かれざるの結果として見る可し士人の心事表裡陰陽ともに清淨潔白にして金錢は入らずと云ひ貧乏は樂なりと云ふ其口にする所を以て果して眞實無妄ならしめば此世は物外の仙境にして眞に氣樂なれども實際に人間の渡世は甚だ困難にして表面には潔白の士人と雖も內實は一身一家の生活に心を勞せざるものはある可らず其心配みな即ち處世の弱點にして往々他物の爲めに犯さるゝの原因たるものなり人の風邪に犯さるゝは衣食の薄きが爲めなり之を避けんには先づ其衣食を厚ふするみを肝要なれ美人と密室に語り還金を途上に看て情を動かさずと云ふは有妻有福者の言にして始めて信ず可し獨身貧窮の人に於ては嫌疑を免るゝみと難かる可し今の士人にして世間の疑を免れんとせば先づ獨立の實を備ふるみと肝要なり一身獨立する能はずして吾は清貧に安んずと云ふも誰れか其言を信ずるものあらんや我輩は士人が金錢を輕んずるの勢もすれば他人に依賴して一身を支へながら儼然清貧の氣風が却て其失行を招くの原因たらんみとを恐れて敢て一言するものなり

○米國向蒸汽船の新利（聯絡を着の風聞を確め八月三日發の本町四丁目六番員を保險し追事長は國田富八平の諸氏又

○全國茶業日迄三日間靜議題は製茶販件等にして又りと

○濠州向紅に出店し專ら氏より關西茶りて本年五濠洲に於ける日てはコヒー、チ厚にして氣候のセーロン、及支り政は然るものもも敢て妄信數

本紅茶は印度支錫蘭病は當洲の適當の品質には世界を妄信一敢習慣を尊ぶの一年々其輸入額を〻漸次日本紅粉に新販路を擴張其望を達すること又本邦品質紅茶明治二十四年　同　廿五年

○神奈川縣本年稻作の概會する處ありと

橘樹郡　郡久良岐郡　郡平均七八分都筑郡　引せしものさするならん三浦郡　用の概算鎌倉郡　揷氣候本願と高坐郡　平大住陶綾郡なるも用水足拂上下兩ば平年より

○米國向製館より橫濱なに付同氏は席取交せ七種の船にて彼地に

○英文の天柴田禮一氏が國へ出發した